

日本外交文書

昭和
第二期
第三卷 I

外
務
省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三八年には明治期を、同六二年には大正期をそれぞれ完結し、これまでに特集も含め計一六四冊を公刊した。

昭和期外交文書については、すでに特集として満州事変及び海軍軍縮関係史料を公刊しているが、昭和期は戦災等により重要記録が多数失なわれているので、従来の編纂方式を継続するのが困難となっている。そこで前記特集編纂の経験をも活かし、多年度方式を導入するなど若干の新形式を加え、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮した。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本書が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたって、何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和六三年三月

外務省外交史料館長

例 言

一 第二次世界大戦終結にいたるまでの昭和期（昭和二―二〇年）の外交文書編纂は左の方式による。

1 昭和期の時期区分を次の三期とする。

昭和期Ⅰ 昭和二―六年（一九二七―三二）

昭和期Ⅱ 昭和六―一二年（一九三一―三七）

昭和期Ⅲ 昭和一二―二〇年（一九三七―四五）

2 昭和期の外務省所蔵記録は戦災等により多数焼失しているが、比較的採録可能な文書の多い对中国関係事項は、原則として各年毎にまとめた従来の編年方式を踏襲し、これを第一部とする。

他方、重要な外交記録の多数が失なわれている対欧米関係事項は、数年間を一まとめにした多年度方式を採用し、これを第二部として編纂・刊行する。

二 本巻は、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第三巻として、昭和二年から同六年までの日ソ関係にかかわる文書を収録した。

1 本巻に収録した文書は、外務省所蔵記録によるものであり、原則として原文書の改変、削除、簡略化等を行われていない。ただし明らかな誤字は訂正し、漢字はなるべく常用漢字を使用した。

2 収録文書は、編者が一連文書番号及び件名を付した上で、各事項ごとに日付順に配列した。

3 収録文書の冒頭に※印のあるものは、「松本記録」に依拠した。

「松本記録」とは、故松本忠雄元衆議院議員が、昭和十二年六月より同一四年一月までの外務政務次官時代、外務省保管記録のうち、特に政治、外交、条約、借款関係等の主要記録を筆写し

たもので、明治・大正・昭和にわたる約三〇〇冊におよぶものである。「松本記録」は、昭和七年の外務省の火災、または終戦時の焼却処分等によって消失した「原本記録」を補填しうる記録(写)である。

- 4 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月19日のようにカッコを付して区別した。
- 5 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の数字は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。

なお、本巻への収録にあたっては、文章の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。

- 6 収録文書の発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。
- 7 注記については、原文書にある場合は(原注)とし、編者が加えたものは同じく(編注)として当該箇所を示し、その文面はいずれも該文書の末尾に記載した。

- 8 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、(欄外記入)(付箋)として当該箇所に示し、その文面も該文書の末尾に記載した。

- 9 収録文書中(省略)(ママ)等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。

- 10 本巻収録事項「四 日ソ漁業問題 1 日ソ漁業条約締結関係」に関連し、付録として、「日ソ漁業条約」および付属文書を外務省条約局編『ソヴェエト』社会主義共和国連邦条約集(昭和五年三月)より採録し復刻した。

- 11 巻末に全収録文書の日付順索引を付した。

目次

一 日ソ外交関係	一
1 日ソ外交問題	一
2 対日宣伝禁止問題	二四
二 日ソ通商問題	八九
三 日ソ利権問題	一三三
1 対ソ利権政策	一三三
2 石油・石炭利権	一五三
3 森林利権	二一八
四 日ソ漁業問題	二四六

1	日ソ漁業条約締結関係	二四六
2	日ソ漁区問題	二七四
3	宇田競落漁区問題	三八〇

五	人物・文化交流	四二四
---	---------	-----

1	後藤新平訪ソ関係	四二四
2	極東ソ連訪日団関係	四八三
3	その他文化交流	五一一

六	ソ連の内政・外交関係	五二〇
---	------------	-----

付録	日ソ漁業条約および付属文書	五四七
----	---------------	-----

日本外交文書	昭和期I第二部第三卷	日付索引
--------	------------	------

一 日ソ外交関係

1 日ソ外交問題

1 昭和2年1月14日 出淵(勝次)外務次官 会談
在本邦ソ連邦代理大使

満州問題・漁業問題等に関する会談要旨

昭和二年一月十四日出淵外務次官ト「ベセド
 フスキー」「ソ」連邦代理大使トノ会見要旨

(満州問題ニ関シ)

次官

代理大使ハ日本カ満州ニ於ケル露国ノ正当ナル権利利益
 ヲ犯ササル趣旨ヲ声明セムコトヲ過般来再三懇請セラレ
 タルカ之ヲ態々新聞紙上ニ声明スルカ如キハ却テ誤解ヲ
 招クノ虞アルコト已ニ申述置キタル通ナリ然ニ近日中議
 会開カルルニ付其機会ニ於テ声明スルコト可ナルヘシト
 存シ目下大臣ニ於テ考案中ナリ

代理大使

只今ノ次官ノ言ニ対シ深謝ス

満州ニ関スル露国ノ見地ハ今モ尚ホ何等変化ナシ吾人ハ

満州ニ於ケル権利利益ヲ保持スルヲ目的トシ何等政治上
 ノ目的ヲ有セス日本ノ声明ハ兩國政治上ノ協定ノ端緒ト
 ナルヘシ

次官

日本カ声明シタリトテ必スシモ直ニ政治上ノ協定ノ端緒
 トナルヘシトハ考ヘラレス是迄日本ハ態々声明ヲ為スコ
 トニハ反対シ来リタルカ議會ニ於テ之ヲ為スコトハ適當
 ナルヘシト思料ス乍去貴方ニ於テ協定ノ伴ハサル声明ヲ
 好マレサルニ於テハ更ニ考ヘ直シテモヨロシ

代理大使

議會ニ於テ声明セラルルコトハ機宜ノ措置ナリト思フ政
 治上ノ協定云々トハ右声明ニ依リ極東ニ於ケル諸問題ニ
 関スル政治的協定成立ノ途開カルヘシトノ意ナリ

次官

此際協定問題ニ触ルルニ及ハサルニアラスヤ

代理大使